

定 款

株式会社アイスタイル

目 次

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 株 式
- 第 3 章 株 主 総 会
- 第 4 章 取締役および取締役会
- 第 5 章 監査役および監査役会
- 第 6 章 会 計 監 査 人
- 第 7 章 計 算

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社アイスタイルと称し、英文では istyle Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 化粧品、化粧用具、医薬部外品、健康機械器具、家庭用電化製品、日用雑貨品、衣料品、靴、食料品、飲料水および書籍雑誌の企画、開発、製造、販売、通信販売、情報提供、サンプル配布、およびそれらにかかわるコンサルティング
- (2) コンピュータネットワークのシステム開発、コンテンツ開発、およびそれにかかわるコンサルティング
- (3) コンピュータのソフトウェアの企画、開発、販売および保守
- (4) インターネット等デジタルネットワーク、雑誌等を利用した各種情報処理サービス、広告、宣伝、マーケティングリサーチ等に関する業務および代理業
- (5) インターネット等デジタルネットワークを利用した通信販売業、集金代行業、損害保険代理業、生命保険募集業および放送業
- (6) 広告宣伝等の情報媒体の販売
- (7) 著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他無体財産権の取得、使用許諾、売買および譲渡、ならびにこれらの仲介および代理業
- (8) キャラクター商品の企画、開発、販売ならびに著作権、意匠権、商標権の管理および使用許諾
- (9) 有料職業紹介事業
- (10) 労働者派遣事業
- (11) 有価証券の取得、保有、運用および売買
- (12) 飲食店、各種商業施設、宿泊施設、スポーツ施設、娯楽施設等の経営および経営受託
- (13) 教育研修事業
- (14) 資金決済に関する法律による前払式支払手段の発行および資金移動業に関する一切の業務
- (15) ベンチャービジネスへの投資ならびにその経営コンサルティング
- (16) ベンチャーキャピタルへの投資

- (17) 投資ファンド、基金等の設立および運用事業
- (18) 投資に関する調査、研究およびコンサルティングならびに企業への投資の仲介および斡旋
- (19) 当社がその株式または持分を保有する子会社の事業活動に対する支配または管理に関する事業、その他グループ運営に関する事業
- (20) 上記各号に関する一切の付帯業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権利行使の手続き、その他株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役）がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の招集権者および議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出するものとする。

(電子提供措置等)

- 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第18条 当社の取締役は7名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(解任方法)

第20条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役）がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の招集権者および議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬および退職慰労金)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会によって選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該

株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

平成12年4月1日	改定
平成12年4月22日	改定
平成12年7月26日	改定
平成12年9月27日	改定
平成14年9月30日	改定
平成15年9月29日	改定
平成16年8月27日	改定
平成16年9月28日	改定
平成17年4月26日	改定
平成18年9月29日	改定
平成18年12月15日	改定
平成19年9月28日	改定
平成20年5月16日	改定
平成20年9月26日	改定
平成23年12月15日	改定
平成23年12月16日	改定
平成24年7月1日	改定
平成26年9月25日	改定
平成27年9月29日	改定
平成27年10月1日	改定
平成28年2月1日	改定
平成29年9月27日	改定
平成30年9月26日	改定
令和2年9月25日	改定
令和4年9月26日	改定